

孤独・孤立対策に取り組む NPO等の皆様へ

～令和4年度予算・令和3年度補正予算にかかる支援策のご案内～

孤独や孤立で悩まれている方に向けて様々な活動を行っているNPO等の
方々の力をお借りし、孤独・孤立対策に取り組むため、幅広い分野のNP
O等に対する令和4年度予算・令和3年度補正予算にかかる支援策を、関
係省庁と連携して取りまとめました。

相談員を
増やしたい
【人件費に】

情報発信に
力を入れない
【広報啓発費に】

人材育成を
強化したい
【研修費に】

子供の居場所づく
りを実施したい
【活動運営費に】

女性に対する
支援の強化
【活動運営費に】

住まい確保
支援の強化
【補助引上げ】

＜対象となる団体＞

子供の居場所づくり支援、女性への相談支援等、生活困窮者等支援、自
殺防止対策、フードバンク、学校給食／子ども食堂支援、子ども食堂等
の取組実践、居住と就労等を交えた自立支援を行う団体

※ここでご紹介する支援策は、既存の施策を大幅に拡充したもの、新規に創設された施策となりま
す。支援策の概要や申請方法についてまとめましたので、ぜひご活用ください。今後も、皆さまの活動
を支援する施策をご紹介します。

孤独・孤立対策に取り組むNPO等への各支援策、主に対象となる団体

○子供の居場所づくり

＜対象となる団体＞

◆地方自治体の委託や補助を受けて、子ども食堂、学習支援等の子供の居場所づくりなどの活動を行う団体

3ページをご覧ください

○女性に寄り添った相談支援

＜対象となる団体＞

◆地方自治体の委託を受けて、コロナ禍で不安を抱える女性に寄り添った相談支援等を行う団体

4ページをご覧ください

○生活困窮者等支援・自殺防止対策

＜対象となる団体＞

◆生活困窮者等に対する支援に関する活動を行うNPO法人等

（電話・SNS相談、居場所づくり、学習の支援、生活上の支援、住まいの確保等）

◆自殺防止対策を行うNPO法人等

（電話・SNS相談、相談員の養成等）

5・6・7
ページをご覧ください

○フードバンク支援・子ども食堂等への食材提供支援

＜対象となる団体＞

◆子ども食堂等向けの食品の受入れ・提供を拡大するフードバンク

◆学校給食、子ども食堂に食材を提供するNPO法人等

◆子ども食堂等の取組を行う団体

8・9ページ
をご覧ください

○住まいの支援

＜対象となる団体＞

◆社会的な孤独・孤立の問題を抱える世帯や子育て世帯を含む住宅確保要配慮者に対しアウトリーチ型支援等の活動を行うNPO等の居住支援法人

10・11
ページをご覧ください

➡ よくある質問は、12ページをご覧ください。

各支援策について（概要・申請方法等）

○子供の居場所づくり

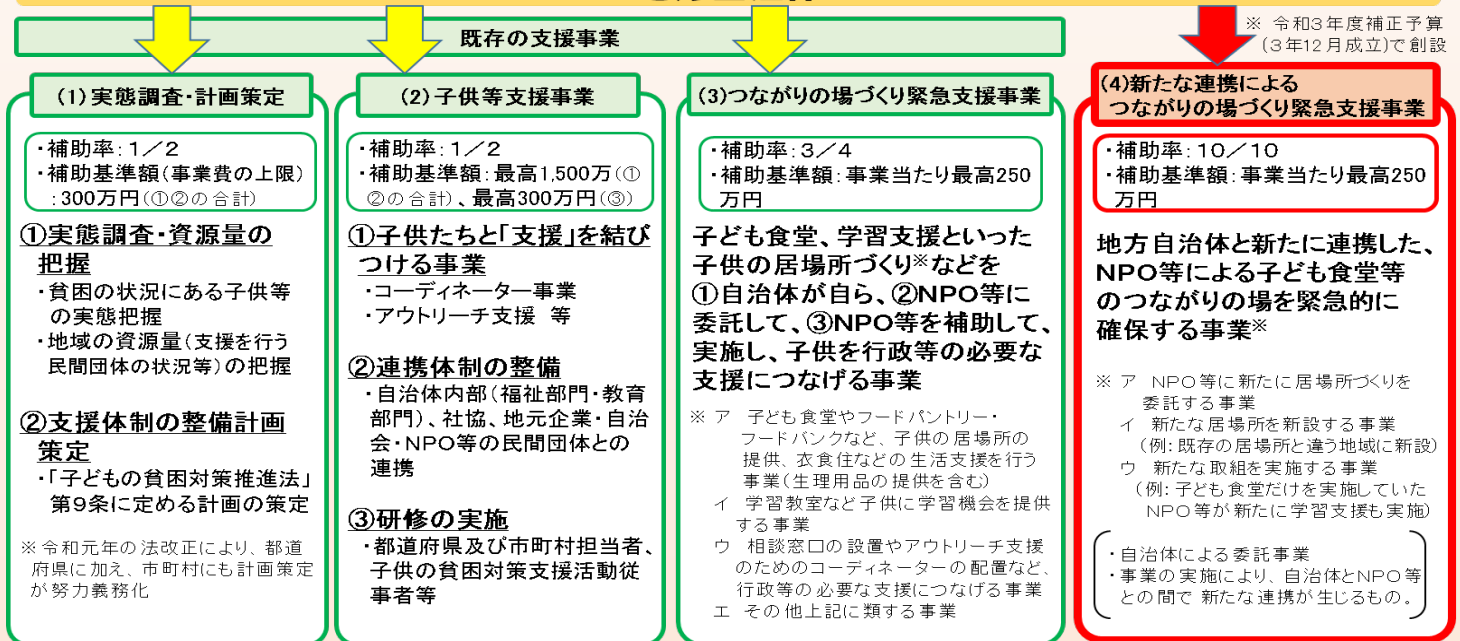
NPO等が行う子供の居場所づくりに係る地方自治体への補助の拡充

「地域子供の未来応援交付金」の拡充（新たな事業の創設）

多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対し、地方自治体によるニーズに応じた取組を支援する「地域子供の未来応援交付金（子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業）」を拡充し、新たな事業を設ける。

内閣府

地方自治体



<申請方法>

【(3)・(4)事業に関する情報】

<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/torikumi/koufukin/index.html>

【(3)・(4)事業の実施主体】

(3)事業 地方自治体が自ら実施するほか、NPO等に委託や補助して実施します。

(4)事業 地方自治体がNPO等に委託して実施します。

【申請先】

内閣府子どもの貧困対策担当（申請者は、地方自治体に限られます。）

【交付申請期間】

地方自治体からの申請を随時受付中

【問い合わせ先】

内閣府子どもの貧困対策担当

電話：03-6257-1445（直通） FAX：03-3581-0699

Mail：taisaku.kodomohinkon@cao.go.jp

※ 本交付金の制度に関することは内閣府まで、自治体における本事業実施に関することは、お近くの都道府県・市町村（特別区を含む）の「子どもの貧困対策担当」までお問い合わせください。

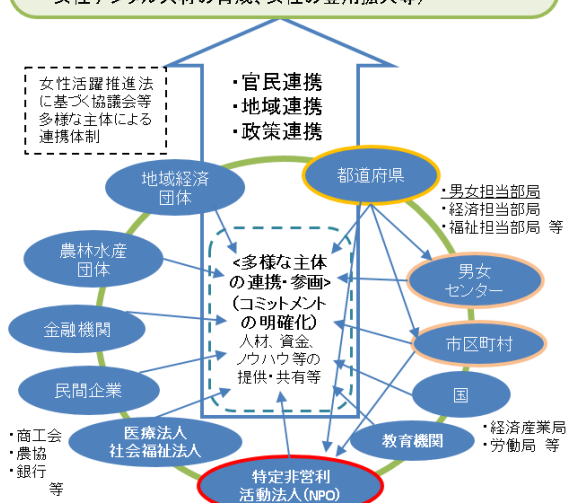
○女性に寄り添った相談支援

NPO等が行う不安を抱える女性に寄り添った相談支援等に係る地方自治体への補助の拡充

地域女性活躍推進交付金について、地方自治体が、NPO等の知見を活用して行う、不安や困難を抱える女性に寄り添った相談支援等への補助を拡充する。

<地域における女性活躍の推進・課題解決>

- 「地域性」を踏まえた・定量的成果目標設定・「見える化」
(新型コロナウイルスの感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇等に直面する女性をはじめ様々な困難・課題を抱える女性に対する支援、ポストコロナを見据えた女性デジタル人材の育成、女性の登用拡大等)



【交付対象】

地方公共団体

【補助率】

- ①活躍推進型：1/2
- ②寄り添い支援型プラス：1/2
- ③つながりサポート型：3/4

【交付上限】

- ①各区分ごと 都道府県 800万円(注)、政令指定都市 500万円、市区町村 250万円
- ②各区分ごと 都道府県・市・特別区 800万円、町村 500万円
- ③一律1125万円

(注) 推進計画未策定市町村への策定支援事業実施等の条件付きで1,000万円とする。

① 活躍推進型

女性デジタル人材や管理職・役員の育成など女性の参画拡大を推進
デジタル分野のスキル向上、女性管理職・役員育成セミナー、起業支援、就労や正規雇用化に向けたセミナー・研修、トップの意識改革、一般事業主行動計画策定の後押し 等

② 寄り添い支援型プラス (対象地方公共団体等交付要件の一部を拡充変更)

様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて就労までつなげていく支援や相談支援(委託先限定要件なし)
孤独・孤立などの様々な課題・困難に対する寄り添った相談支援やその一環として生理用品の提供、自立支援や就業支援への連携、女性に特化した自立支援・意識向上プログラム 等

③ つながりサポート型

孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるようNPO等の知見を活用(総事業に占める委託の割合が3/4以上)した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等のきめ細かい支援
NPOによるアウトリーチ型の相談、居場所の提供、生理用品の提供
NPOスタッフ、男女共同参画推進員、民生委員等、相談や支援を行う人材の養成 等

地方公共団体
(関係団体と
連携)

申請

交付

内閣府

情報提供

他の地域の

- ・地方公共団体
- ・地域経済団体 等

<申請方法>

【申請に関する情報(提出書類等)】

内閣府男女共同参画局ホームページ

https://www.gender.go.jp/policy/chihou_renkei/kofukin/r04/hosei.html

【事業の実施主体】

地方自治体(地方自治体がNPO等に委託して実施できます。)

【申請先】

内閣府男女共同参画局総務課地域担当(申請者は、地方自治体に限られます。)

【公募期間】

令和4年1月31日(月)~2月25日(金)(募集は終了しています)

【問い合わせ先】

内閣府男女共同参画局総務課地域担当

電話：03-5253-2111(代表) 内線：37518

Mail：iyosei.koufukin@cao.go.jp

○生活困窮者等支援

生活困窮者等支援民間団体活動助成事業（令和3年度補正予算）

事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援活動を実施する民間団体の取組を支援することを目的とする。

事業内容

生活困窮者等の孤独・孤立対策に関して、NPO等が独自に行う先駆的・効果的な支援活動に対して重点的に支援を行うために、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業（以下「WAM助成」という。）に、新たに「生活困窮者等支援民間団体活動助成事業」を創設

事業スキーム図



募集期間等

令和3年12月20日（月）～令和4年1月24日（月）

■募集に関する問合せ先

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル9階
独立行政法人福祉医療機構 NPOリソースセンター NPO支援課
電話 03-3438-4756 月～金：AM9:00～PM5:00（祝日除く）

助成事業概要

	地域連携活動支援事業	全国的・広域的ネットワーク活動支援事業
事業の内容	①新型コロナウイルス感染症等の影響から、孤立・孤独に陥っている生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供その他生活上の支援を行うことにより、社会的なつながりを構築・維持する事業 ②上記の生活困窮者等の支援を行う民間団体に対して、支援活動の実施にあたっての助言、ネットワークの構築等の中間的支援を行う事業	
範囲	同一の都道府県内で活動する事業	支援する対象者が一つの都道府県域を超えて広域にわたる事業
助成金額	50～700万円	50～900万円 4以上の都道府県を網羅し、大規模かつ広範囲に活動を行う事業の場合 上限2,000万円
助成対象者	次のすべての要件を満たす団体とする。 (1) 社会福祉の振興に寄与する事業を行う、営利を目的としない次の団体 社会福祉法人、医療法人、公益法人（公益社団法人又は公益財団法人）、NPO法人（特定非営利活動法人）、一般法人（法人税法上の非営利型法人の要件を満たす一般社団法人又は一般財団法人）、その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人又は団体 (2) 生活困窮者やひきこもり状態にある者等（以下「生活困窮者等」という。）に対する支援に関する活動を行う民間団体であり、原則として1年以上の活動実績を有すること。 (3) 孤立・孤独に陥る危険性の高い生活困窮者等を支援するための連携体制を有すること。	

詳細情報 (WAMホームページ)

https://www.wam.go.jp/hp/r3hosei_wamjyosei/

【本助成事業のご案内】

https://www.wam.go.jp/hp/r3hosei_wamjyosei/

【募集に関する問い合わせ先】

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル9階
独立行政法人福祉医療機構 NPOリソースセンター NPO支援課
電話 03-3438-4756 月～金：AM9:00～PM5:00（祝日除く）

【募集期間】

令和3年12月20日（月）～令和4年1月24日（月）15:00（募集は終了しています）

【募集内容に関する説明動画】

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/jbosyu/jbosyu003.html>

【助成申請の参考に ～学習会アーカイブ動画配信中～】

「地域共生社会を目指す連携」をどのように描くことができるのか、具体的な方法や事例紹介から、考えを深める内容です。ぜひご覧ください。

https://www.wam.go.jp/hp/npo_learning/

○自殺防止対策

地域自殺対策強化交付金

令和4年度予算額 28.7億円（うち3億円が孤独・孤立対策分）

- 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）において、民間団体の活動に対する支援が国及び地方公共団体の責務として位置付けられていることを踏まえ、自殺防止対策に取り組む民間団体に支援を行うことにより、一層の自殺防止対策の推進を行うことを目的とする。
- 地域自殺対策強化交付金を活用し、民間団体の行う先駆的、全国的な自殺対策の基盤となる取組等に対して支援を実施する。

【事業内容】

◆自殺防止対策を行う民間団体等への助成

- 相談体制の強化
・ NPO法人等が行う電話、LINEやチャット等のSNSを活用した相談体制の強化
- 相談員等の養成
・ 電話、SNS相談等に適切な対応と支援を行うための人材の養成
- 自死遺族に対する支援やハイリスク地における一時保護活動等への支援



【事業スキーム】

- 実施主体：民間団体
- 補助率：国 10/10



<申請方法>

自殺防止対策を行うNPO法人等への助成

【提出書類等の申請に関する情報】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207836_00016.html

【申請先・問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室

(03-5253-1111 (内線2279、2838))、taisaku-suisin@mhlw.go.jp

【公募期間】

令和4年2月7日（月）～2月18日（金）17：00（募集は終了しています）

○自殺防止対策

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自殺防止対策の強化

- 新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響から、自殺の要因となりかねない経済、雇用、暮らしや健康問題等の悪化による自殺リスクの高まりを踏まえ、自殺を未然に防止するための取り組みを実施する。
- 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用し、民間団体が実施する電話やSNS等を活用した自殺防止等（相談員の拡充、チャットボットの活用等）に係る取り組みに対して支援を実施する。

【事業内容】

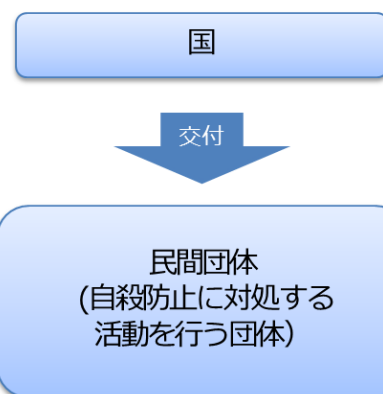
◆自殺防止対策を行う民間団体等への助成（10億円）

- 相談体制の強化
 - ・ NPO法人等が行う電話、LINEやチャット等のSNSを活用した相談体制の強化
- 相談員等の養成
 - ・ 電話、SNS相談等に適切な対応と支援を行うための人材の養成



【事業スキーム】

- 実施主体：民間団体
- 補助率：国 10/10



<申請方法>

自殺防止対策を行うNPO法人等への助成

【提出書類等の申請に関する情報】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207836_00015.html

【申請先・問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室

(03-5253-1111 (内線2838)、taisaku-suisin@mhlw.go.jp)

【公募期間】

令和4年1月14日（金）～2月4日（金）17：00（募集は終了しています）

○フードバンク支援・子ども食堂等への食材提供支援

フードバンク支援、子ども食堂等への食材提供支援

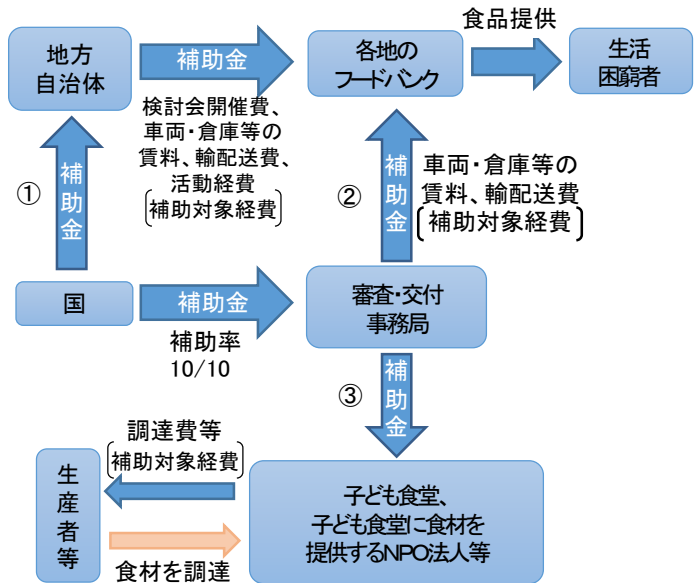
【要旨】

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、子ども食堂等にも集まれない中、生活困窮者へ食品を届きやすくすることが課題。生活困窮者等へ食品の提供を行っているフードバンクの役割が重要になっていることから、食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費を支援
- 子ども食堂への食材提供に係る食材調達費、資材費、輸送費等に対して補助するとともに、政府備蓄米の子ども食堂への交付数量上限を引き上げ。

【事業内容】

- ①フードバンクへの支援(1億円・R4予算)
 - スタートアップ団体への支援に加え、フードバンクの運営基盤の強化、食品取扱量の拡大等の課題に対応するため、フードバンクにおける広域連携等の食品受入・提供能力の強化に向けた先進的な取組を支援。
- ②フードバンクへの支援(2億円・R3補正)
 - フードバンクに対し、生活困窮者向けの食品の受入れ・提供を拡大するための経費を支援。
 - 具体的には、食品の受入れ・提供を拡大するために必要な運搬用車両、一時保管用倉庫(冷蔵・冷凍庫含む)、入出庫管理機器等の賃借料、輸配送費を支援。
- ③国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業における子ども食堂への食材調達費の補助(5億円・R3補正)
 - 食育に取り組む子ども食堂へ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている食材を提供する際の調達費等を支援。
- ④政府備蓄米の子ども食堂への無償交付の拡充
 - 政府備蓄米の子ども食堂への無償交付について、1団体当たりの交付数量の上限を引き上げ(年間90kg→120kg)。
 - 交付した数量を適切に使用した場合、必要に応じて年度内の追加申請を行うことや、同じ提供団体であっても活動実態が異なる場合に支部単位での申請を可能とした(令和3年7月～)

【①～③の事業スキーム】



＜申請方法＞

1. 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援

本事業は、都道府県等を通じて交付を行います。申請に関する情報は、各都道府県にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室
03-6744-2051(直通)

2. フードバンク支援緊急対策事業

【申請に関する情報(提出書類等)】

フードバンク支援緊急対策事業事務局特設ウェブサイト

(https://www.dei.or.jp/research/research08/research08_07.html)

【申請先】

フードバンク支援緊急対策事業事務局(補助事務局) 03-6380-3122、food-bank@dei.or.jp

【公募期間】

令和4年2月10日(木)～2月28日(月)(募集は終了しています。今後、追加公募を予定しております。)

【問い合わせ先】

1. の問い合わせ先と同じ。

3. 国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業のうち学校給食・子ども食堂等への食材提供

【申請に関する情報(提出書類等)】

販路新規開拓事業事務局特設ウェブサイト (<https://hanro-kaitaku.jp/>)

【申請先】

販路新規開拓事業事務局(補助事務局) 0570-047077、050-3354-5962、support@hanro-kaitaku.jp

【公募期間】

1次公募: 令和4年1月26日(水)～2月10日(木)(募集は終了しています。)

2次公募を実施予定です(詳細は、決まり次第補助事務局のウェブサイトでお知らせします。)

【問い合わせ先】

農林水産省大臣官房政策課国産農林水産物等販売促進チーム

03-6744-2089(直通)

○フードバンク支援・子ども食堂等への食材提供支援

フードバンク支援、子ども食堂等への食材提供支援

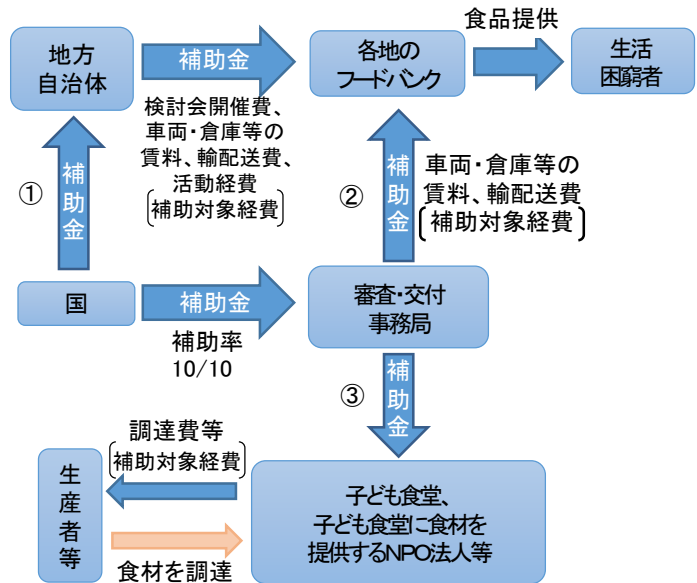
【要旨】

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、子ども食堂等にも集まれない中、生活困窮者へ食品を届きやすくすることが課題。生活困窮者等へ食品の提供を行っているフードバンクの役割が重要になっていることから、食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費を支援
- 子ども食堂への食材提供に係る食材調達費、資材費、輸送費等に対して補助するとともに、政府備蓄米の子ども食堂への交付数量上限を引き上げ。

【事業内容】

- ①フードバンクへの支援(1億円・R4予算)
 - スタートアップ団体への支援に加え、フードバンクの運営基盤の強化、食品取扱量の拡大等の課題に対応するため、フードバンクにおける広域連携等の食品受入・提供能力の強化に向けた先進的な取組を支援。
- ②フードバンクへの支援(2億円・R3補正)
 - フードバンクに対し、生活困窮者向けの食品の受入れ・提供を拡大するための経費を支援。
 - 具体的には、食品の受入れ・提供を拡大するために必要な運搬用車両、一時保管用倉庫(冷蔵・冷凍庫含む)、入出庫管理機器等の賃借料、輸配送費を支援。
- ③国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業における子ども食堂への食材調達費の補助(5億円・R3補正)
 - 食育に取り組む子ども食堂へ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている食材を提供する際の調達費等を支援。
- ④政府備蓄米の子ども食堂への無償交付の拡充
 - 政府備蓄米の子ども食堂への無償交付について、1団体当たりの交付数量の上限を引き上げ(年間90kg→120kg)。
 - 交付した数量を適切に使用した場合、必要に応じて年度内の追加申請を行うことや、同じ提供団体であっても活動実態が異なる場合に支部単位での申請を可能とした(令和3年7月～)

【①～③の事業スキーム】



<申請方法>

4. 政府備蓄米の無償交付（子ども食堂等、子ども宅食へ支援）

【申請に関する情報（提出書類等）】

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html>

【申請先】

農林水産省農産局穀物課米麦流通加工対策室消費流通第1班

【申請期間】

令和4年4月1日（金）～5月16日（月）

※交付決定後、順次配送を行いますので、御留意願います。

上記以降の申請受付期間（予定）は、以下のとおりです。

第2四半期：令和4年 7月～ 8月中旬

第3四半期：令和4年10月～11月中旬

第4四半期：令和5年 1月～ 2月中旬

【問い合わせ先】

農林水産省農産局穀物課米麦流通加工対策室消費流通第1班

電話：03-3502-7950（直通）FAX：03-6744-2523

※9時半～12時、13～18時（土日曜、休祝日除く）

○住まいの支援（令和4年度予算）

NPO等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助の拡充

アウトリーチ型の支援（路上生活者等に対する声掛けなど、支援を必要としている方に対して出向いて働きかけを行う支援）等を行うNPO等の居住支援法人に対して、補助上限額を200万円引き上げ。

居住支援法人への支援：居住支援協議会等活動支援事業の拡充（14億円の内数）

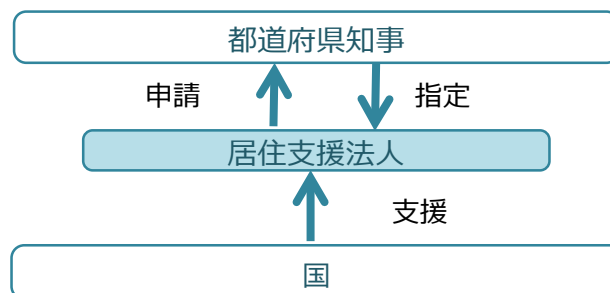
【事業イメージ】



居住支援法人について（496者が指定（R4.2.28時点））

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、低所得者、高齢者、子育て世帯など住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能
- ・指定される法人は、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、居住支援を目的とする会社等

【制度スキーム】



<申請方法>

【申請に関する事項】

URL：<https://www.rs-sc.jp>

【申請先】

居住支援法人サポートセンター

【募集期間】

令和4年4月1日（金）～4月28日（木）

【問い合わせ先】

居住支援法人サポートセンター

メール：info@rs-sc.jp

電話：03-6659-8668

受付時間：10：00～12：00

13：00～17：00（土日曜、休祝日除く）

○住まいの支援（令和3年度補正予算）

NPO等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助の拡充

アウトリーチ型の支援（路上生活者等に対する声掛けなど、支援を必要としている方に対して出向いて働きかけを行う支援）等を行うNPO等の居住支援法人に対して、補助上限額を200万円引き上げ。

居住支援協議会等活動支援事業（1億円）

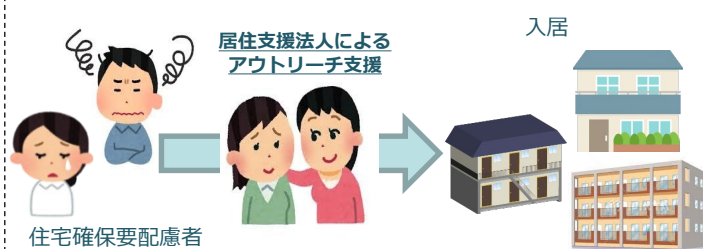
【事業概要】

- (1) 事業主体 住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人等
- (2) 補助対象事業 ①入居前支援 ②入居中支援 ③死亡・退去時の支援 ④セミナー・勉強会等の開催
(①は必須、②～④は任意)
- (3) 補助限度額 10,000千円/事業主体※（補助率10/10） 交付決定額の範囲で、実績に応じて補助金を交付

※アウトリーチ型による入居支援を行う場合または就労支援等の入居後支援を実施する団体と連携を行う場合は、補助限度額12,000千円

現行制度では、外国人の入居の円滑化に係る活動、孤独・孤立対策としての見守り等または空き家等を借りてサブリース方式で支援付きのセーフティネット住宅の運営を実施する場合に12,000千円の補助限度額を適用

【事業イメージ：アウトリーチ型による入居支援の場合】



【事業イメージ：入居後の就労支援等の支援を実施する団体と連携を行う場合】



＜申請方法＞

【申請に関する事項】

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000026.html

【申請先】

国土交通省住宅局安心居住推進課

【募集期間】

【補助対象期間 令和3年12月20日 ～ 令和4年1月31日】

令和3年12月8日（水）～ 令和3年12月16日（木）（募集は終了しています）

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局安心居住推進課

メール : hqt-sienhoujin-oubo@gxb.mlit.go.jp

電話 : 03-5253-8952（直通）

受付時間：9：30～12：00 13：00～18：00

（土日曜、休祝日除く）

よくあるご質問

- Q. 複数の支援策に応募することは可能なのでしょうか。その場合、支援の重複を避けるためにNPOとして何かしなければならないことはありますか。
- A. 支援を受ける事業内容が重複していない場合は申請できますが、申請する対象経費が、応募する支援策別に明確に区分されている必要があります。詳細は各支援策の担当府省にお問い合わせください。

<関係省庁>

- 内閣官房孤独・孤立対策担当室
- 内閣府
- 厚生労働省
- 農林水産省
- 国土交通省

